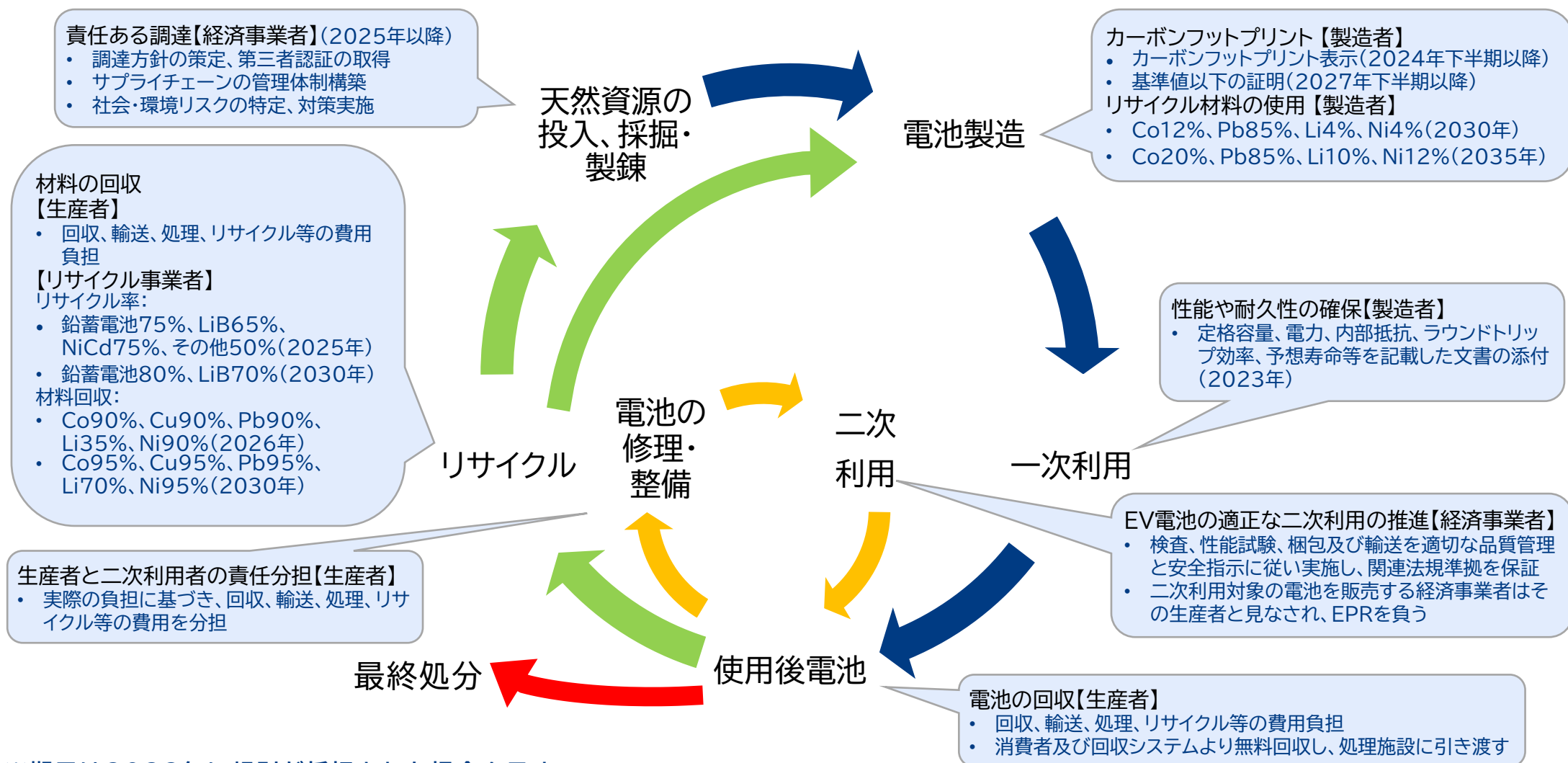


欧州電池規則案の概要



※期日は2022年に規則が採択された場合を示す。

注釈) 経済事業者(economic operator): 電池の製造、再利用又は二次利用の準備、二次利用又は再製造、供給又はオンライン含む販売又はサービス提供に関する義務の対象となる製造者、正式な代表者、輸入者、販売者又はサービス提供者、又はあらゆる人又は法人、生産者(producer): 指令2011/83/EU第2条第7項に規定する遠隔契約を含め、使用する販売手法に関わらず、加盟国内で電池を販売する、製造者、輸入者、販売者、その他の人又は法人、製造者(manufacturer): 電池を製造する、又は電池を設計又は製造し、その名称又は商標により販売又はサービス提供する人又は法人(出所) 欧州電池規則改正案(<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7103-2022-REV-1/en/pdf>)に基づき株式会社三菱総合研究所作成(2022年10月27日閲覧)